



川中優子さん 原爆症裁判

「却下」の不当判決



判決後記者会見する左から近藤弁護士、川中さん、宮原弁護士 6/16 弁護士会館

「私の病気の原因は、原爆であると認めてください」と裁判に訴えていた川中優子さんの判決が6月16日、午後2時から岡山地方裁判所で行われ、裁判長は「原告（川中さん）の請求を棄却する」と判決を言い渡しました。

原爆症認定集団訴訟で国はこれまで25連敗をかさね、「被爆者の実態に即した」判決が全体の流れになっていました。この流れに逆行する判決に傍聴に参加したおよそ80名の支援者たちは「不当な判決」と強いいきどおりを感じました。

この判決に対し川中優子さんは「被爆者に対しあたたかい判決を期待していたが裏切られました。旧態然とした国の方針に沿った判決だと思います」と感想を述べました。

川中さん「期待をうらぎる判決です」

歴史の流れに逆行する内容だ 中央弁護団 宮原事務局長

判決後、岡山弁護士会館で報告集会がおこなわれました。

近藤弁護士は「きわめて不当な判決だ。被爆者の状況、急性症状など被爆者の声に耳を傾けようとしていない、評価もしていない。いま黒い雨の地域拡大が言われており、川中さんの被爆した仁保地区でも降ったことは明らか。1歳で被爆したという感受性の高い年齢での被爆も考慮しない、昔の基準に逆戻りした判決といわざるを得ない」と判決を厳しく批判しました。

全国弁護団事務局長の宮原弁護士は「これまでの流れ〔国が25連敗〕に反する判決だ。被爆者援護法の精神は、被爆者の心に寄り添ってつくられており、今日の判決は援護法の考えを理解していない判決だ。同時に、積極認定の審査方針に反し、集団訴訟以前の状況に引き戻す判決といわざるを得ない」と話しました。

近畿弁護団の藤原団長も「今日の判決を聞き間違い続ける必要があることを痛感した。被爆者がどのような思いで生きてきたかわかるとうとしない判決だ。認定がほしいなら『証拠を出せ』『証明せよ』は、援護法の精神に反する発想の判決だ」と発言しました。



この怒りを運動に



川中裁判を支える会松岡会長は「私は1人の被爆者で、医師であります。今日の判決は『国が言ったことをそのままコピーした』といわざるを得ません。この怒りを被爆者援護・連帯の運動と核兵器廃絶の運動に発展させましょう」と挨拶されました。